

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### I 3-2-2 (6) (取引履歴開示部分)

#### 1. 開示義務の根拠

##### (1) 貸金業規制法の適用関係

意見の概要	回 答
本改正案は7月19日の最高裁判決を受けているものと思われるが、我が国の唯一の立法機関は国会であるので、同判例に追随してガイドラインを改正することは許されない。	<p>最高裁は、本年7月19日の判決において、貸金業者には、貸金業規制法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示する義務があることを判示しました。</p> <p>ここで、貸金業規制法第13条第2項の「不正又は著しく不当な手段」に関して「不正」とは「違法」を指しますもので、最高裁判決で信義則（民法第1条第2項）違反とされた取引履歴の開示の違法な拒否は、貸金業規制法第13条第2項における貸付けの契約に係る債権の管理の業務に当たった不正な手段の使用にあたることとなり、行政処分の対象となり得ることになります。</p> <p>今回のガイドラインの改正は、最高裁判決によってもたらされた上記の貸金業規制法の適用関係について明確化し、周知しようとするものであり、ガイドラインの規定自体は何ら立法行為を行おうとするものでもなく、あるいは制度を変更しようとするものではないことをご理解頂きたいと考えております。</p> <p>なお、最高裁の判決においては、過払金返還請求を目的とした場合にも、取引履歴の開示義務を認めています。また、貸金業規制法第43条に関しては、今回のガイドライン改正とは関係がないものと理解しております。</p>
最高裁判決は貸金業規制法の趣旨及び信義則を開示義務の根拠としたものでないにもかかわらず、ガイドラインで新たに貸金業者に取引履歴開示義務を課すということか。そうであるとすれば、ガイドラインで新たな法的義務を創設することとなり、行政機関による事実上の立法行為に当たるのではないか。	
消費者保護を履き違えている気がする。これほどに保護されるほど今も昔も金銭消費者は弱くない。	
最高裁第三小法廷平成17年7月19日判決は貸金業者に取引履歴開示義務が存在するとの結論を出しており、開示義務を明確化することは当然のことであり賛成する。	
現在行われる開示請求のほとんどは「過払い請求」を行うためのもの。司法が利息制限法を空文化させ、貸金業規制法第43条によるみなし弁済を厳格に解釈する現状の下では、開示義務は貸金業者にとって経営の不安定をもたらす、正規の貸金業者の廃業を招きやミ金融が跋扈する一因となる。開示義務の明確化と開示拒否を行政処分の対象とすることに強く反対する。	
事務ガイドラインはいわゆる監督指針であって実体的な拘束力はないと理解しているが、改正により事務ガイドラインに抵触することがただちに貸金業規制法第13条2項違反とされるのか。	
開示義務を貸金業規制法第13条2項違反とすることに反対。過払金返還請求は主として債務者側に立証責任があり自己の主張に関する資料・証拠は自身で収集すべき。そもそも同法第17条、第18条により貸金業者には書面交付義務があり、収集は可能である。	<p>最高裁判決は、特に不注意な債務者でなくても交付を受けた書面を紛失することはあると考えられ、また、債務者は取引履歴の開示を受けられない場合に大きな不利益を受ける可能性があるのに対し、貸金業者が保存する帳簿に基づき取引履歴を開示することは容易であることにかんがみ、貸金業者には金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、開示義務があるとされており、したがって、立証責任を理由に開示を拒むことはできないものと解されます。</p>

##### (2) 開示義務の根拠（信義則）

貸金業者の取引履歴の開示義務は信義則（民法第1条第2項）に基づくものである旨を明確にすべきである。	<p>取引履歴の開示義務が信義則に基づくものであることは、最高裁判決が既に判示しているところであり、ガイドライン中において改めて明確化する必要はないものと考えられます。</p> <p>個人情報取扱事業者である貸金業者に対し、個人情報保護法に基づいて保有個人データの開示を求めることも可能であると解されますが、取引履歴については、個人情報保護法第25条第1項の規定に基づかなくとも、貸金業者の負う信義則上の開示義務を根拠に開示を求めることが認められます。</p>
貸金業者が、「貸金業規制法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う」ことを明記すべきである。	
貸金業者の取引履歴の開示義務は信義則（民法第1条第2項）に基づくものであり、個人情報保護法上の義務ではないことを明確化すべきである。	
取引履歴の開示は個人情報保護法に基づいて行うものではないと解してよいか。	

### (3) 開示義務の契約書への明記

<p>開示請求は金銭消費貸借に基づく借主の固有の権利であり、業者の法的義務であることから、契約書の中に取引履歴の開示をいつでもするという文言を入れさせるべきであり、この文言がない限り契約書面としての要件を満たさないとすべき。</p>	<p>契約書面の記載事項は貸金業規制法で定められるもので、ご指摘のような文言を契約書に含めるかどうかは、事務ガイドラインによって規定できるものではありません。</p>
--	---

## 2. 取引履歴の定義

<p>取引履歴とは、貸金業者と顧客との取引に関する事項、すなわち「貸付日、貸付金、弁済日、弁済金（利息・損害金の別）、残元本」が記載されたものと解釈してよいか。また、そうであるとすれば、上記「取引履歴」以外の帳簿等については、貸金業者に開示義務はないと解釈してよいか。</p>	<p>現在の立法、判例及び実務を勘案すれば、ここにいう取引履歴とは、開示請求者が債権債務額を計算するという目的のため必要な事項であって、契約年月日、貸付けの金額、貸付けの利率、弁済の受領年月日、受領金額、受領金額に対する利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額及び残存債務の額が該当するものと考えられます。</p>
<p>取引履歴について、「契約年月日（各貸付けの日をいう。）、貸付けの金額、弁済の受領年月日並びに受領金額（以下、これらを「取引履歴」という。）」のように定義されたい。上記事項以外にも、①約定利率、②受領金額に対する利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本の充当額及び③約定残存債務の額の開示を求められた場合は開示すべき事項と考えるが、業者によっては①から③を迅速に出力できない者もある。</p>	<p>ご指摘の①約定利率、②受取金額に対する利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額及び③残存債務の額のいずれも貸金業規制法第19条の業務帳簿の記載事項であり、これらのみを取引履歴の定義から除外する理由はないものと考えられます。</p>

## 3. 「顧客等」の範囲

### (1) 完済者

<p>過去において取引があった者からの開示請求が認められるようにするとともに、これらの者からの開示請求を拒む場合は行政処分の対象となることを明確にすべきである。</p>	<p>今回の最高裁の判決については、いわゆる完済者からの請求に関しても貸金業者に信義則上の開示義務があると認められたものと解する余地もあります。このため、かかる請求者に対する開示拒否を行政処分の対象としうるかについてはより明確な司法判断等を待つ必要があるものの、当局としては、完済者からの開示請求について、引き続き貸金業者に協力を促すことには変わりはありません。</p>
<p>「顧客等」に「過去10年間に於いて顧客であったもの」を含めるべき。</p>	<p>なお、完済者は、個人情報保護法第25条に基づき業者に保管されている自分の取引履歴について開示請求を行うことも可能であると考えられます。</p>
<p>債務の弁済を行うためでなく、完済債権について開示請求するなど明らかに不当利得返還請求を目的とした開示請求についても応じなければならないのか。</p>	<p>個々の状況を見きわめる必要がありますが、一般論として申し上げれば、取引履歴の開示請求を受けた際に開示を、あるいは不当な開示拒否に対する行政処分を免れる目的で債権放棄をすることは、開示請求を「不当に拒むこと」として、貸金業規制法第13条第2項に違反するものと解されます。</p>
<p>完済者からの開示請求を拒むことは、貸金業規制法第13条第2項の行政処分の対象にはならないと考えられるがそのように解してよいか。</p>	<p>個々の状況を見きわめる必要はありますが、一般論として申し上げれば、取引履歴の開示請求を受けた際に開示を、あるいは不当な開示拒否に対する行政処分を免れる目的で債権放棄をすることは、開示請求を「不当に拒むこと」として、貸金業規制法第13条第2項に違反するものと解されます。</p>
<p>取引履歴開示請求を受けてすぐに貸金業者が債権放棄をして「債権」を消滅させた場合は、「貸付けの契約」が存在しなくなることから、取引履歴の開示を拒んでも行政処分の対象とならないのか。</p>	<p>個々の状況を見きわめる必要はありますが、一般論として申し上げれば、取引履歴の開示請求を受けた際に開示を、あるいは不当な開示拒否に対する行政処分を免れる目的で債権放棄をすることは、開示請求を「不当に拒むこと」として、貸金業規制法第13条第2項に違反するものと解されます。</p>

### (2) 事業者

<p>顧客が事業者であり、商法等の法令により帳簿の作成・保管等が義務付けられている者の場合を消費者と同列に論じるべきではなく、改正案中の「顧客」に、「顧客（法人又は個人事業主等営業帳簿の作成保存が義務付けられている者を除く）」等、顧客が事業者である場合を除く文言を挿入されたい。</p>	<p>個人事業主には小規模零細事業者も多く、今回の最高裁判決にかんがみれば、これらの者を個人と区別する必要性は乏しいと考えられます。ただし、顧客が大企業であり、その請求が権利の濫用にわたることを貸金業者が民事裁判上で主張しているような場合には、当局としても「不当に拒む」ことに該当するかどうかは慎重に検討すべきと考えております。</p>
---	--

(3) 債務整理の仲介・調停を行う者

<p>開示請求をすることができる者に、「顧客等又は顧客等の代理人」のほか、「債務整理の仲介、調停等を行う者であってその業務の執行方法の定めについて主務大臣の承認を得た者」を追加されたい。</p>	<p>ご指摘のような「債務整理の仲介、調停を行う者であって、その業務の執行方法の定めについて主務大臣の承認を得た者」は、開示を請求する際、債務の内容を仲介者の求めに応じて報告するよう促す債務者からの依頼書を添付しておりますので、このような実務を前提とすると、債務者本人から貸金業者に対し請求があった場合に該当すると考えられます。</p> <p>また、この場合の債務者にかかる本人確認については、債務者・貸金業者間の取引関係が継続していることから、貸金業者は自社が保有している情報を用いて負担のない方法で本人確認が可能であり、介入通知書や依頼書に適切な本人確認情報が記載されていれば、貸金業者が他に特段の本人確認書類を徴求するべきではないと解されます。</p>
---	---

(4) 破産管財人

<p>開示請求をすることができる者に、顧客等の破産管財人も含めるべきである。</p>	<p>「債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図る」との破産法の目的からすれば、利害関係者は破産管財人の業務に協力するべきと考えられます。このため、先般の最高裁判決では破産管財人について触れられていないこともあり、破産管財人に対する開示拒否をガイドライン上に明記し行政処分の対象としうるかについてはより明確な司法判断等を待つ必要があるものの、当局としては、破産管財人からの開示請求について、引き続き貸金業者に対し協力を促してまいりたいと考えております。</p>
<p>正当な理由には、顧客等の破産、民事再生、特定調停等も含まれるのか。</p>	
<p>開示請求の理由は不要であり削除すべきだが、仮に正当な理由を示させる方式とするのならば、「正当な理由」の例示として、「破産管財業務の必要」も明記すべきである。</p>	

4. 開示請求理由

<p>取引履歴の開示を請求するために、弁済計画の策定や債務整理など、開示請求を受けた後でとるべき措置を示したり、開示目的が正当であることを示す必要はない。「正当な理由」を盾に貸金業者が履歴開示を拒否することも考えられる。</p>	<p>パブリックコメントに付した改正案の「正当な理由」は権利の濫用にわたる開示請求を排除することを意図した文言です。しかし、ご指摘の懸念もありますので、「正当な理由」の表現を避け、また、開示請求理由として具体的な措置に言及する必要もないこととし、単に「債務額の検証等、債務内容の正確な把握のため」との文言に置き換えることとしました。</p> <p>なお、最高裁判決は、過払金返還請求を目的とした場合と債務整理を目的とした場合とを区別することなく開示義務を認めており、過払金返還請求措置を目的とする開示請求についても、貸金業者は応じる義務があると考えられます。</p> <p>また、最高裁判決は、開示請求が権利の濫用にわたると認められる場合など特段の事情のない限り、貸金業者には開示義務があるとしていますので、濫用にわたるような開示請求を拒むことは「不当に拒むこと」に該当しないと解されますが、どのような開示請求が濫用にわたるかは、今後事例が重ねられる中で明らかになるものと思われま。</p>
<p>弁済計画の策定、債務整理の場合のほか、過払金の返還請求権実現のための開示請求も「正当な理由に基づく」ものであることを明示すべきである。</p>	
<p>3-2-2(6)の改正に反対。「その他正当な理由」に基づき開示を請求し、取引履歴から算出した結果過払金返還請求に転じる可能性が危惧される。こうした開示請求は濫用にわたるが、開示した後の債務者の反応をみなければ過払金返還請求をするかどうか分からない。</p>	
<p>「債務整理」とは債務の過重によって返済が困難となった者に対し利息制限法による引き直し等を行い返済をしやすくするものと理解しているが、債務整理の用語の定義を明記してもらいたい。債務整理を目的としない、過払金返還を目的とした開示請求を拒否できる道を開きたい。</p>	

## 5. 開示拒否に該当する例

### (1) 開示請求の「不当」な拒否（全般）

<p>取引履歴開示拒否行為の全てを一律に不正又は不当な行為とする改正案には反対。改正案は恣意的・網羅的規制を許容する余地を残すものであり、監督指針としての合理性に欠く。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、貸金業規制法第13条第2項に該当するおそれのある行為は、開示請求を「不当に拒むこと」と規定することとしました。</p> <p>この「不当に拒むこと」には、例えば、以下のような場合も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客等にとってより負担の少ない方法で本人確認が可能であるにもかかわらず、貸金業者が過重ないし不必要な本人確認要件を課して実質的に開示請求を拒否すること。</li> <li>・ 故意に、あるいは適切な対応を怠ることにより、開示を遅延させること。</li> </ul>
<p>貸金業者の開示拒否に正当な理由がある場合には、「著しく不当な手段」に該当しないことを明確にする必要があり、「これを拒むこと」の前に、「正当な理由なく」の語句を挿入すべきである。</p>	<p>他方、指定暴力団員等が開示請求を行う場合であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第7号の「債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること」に該当する場合や、弁護士等の有資格者以外の者が、債務整理に伴い報酬を得る目的で開示請求を行う場合等に、貸金業者が開示を拒むことは「不当に拒むこと」には該当しないと考えられます。</p>
<p>現在の文言では、貸金業者は理由の如何を問わず、開示を拒否すると「不正又は不当な手段」を用いたことに該当するおそれが大きいと解される。例えば、開示請求が濫用にわたると認められる場合などは、開示を拒むことが即「不正又は著しく不当な手段」を用いたことにはならないと考える。</p> <p>したがって、「これを拒むこと」の前に「不当に」等の文言を挿入すべき。</p> <p>また、「不当に回答を拒むこと」に該当しない場合を例示することが、解釈及び争点を明確にし、取引履歴の開示をめぐる紛争を防止するためにも望ましい。</p>	<p>なお、最高裁判決の示す「権利の濫用にわたるなど特段の事情がある場合」については、今後事例が重ねられる中でどのような場合がこれに該当するかが明らかになるものですので、現時点で例示をすることは困難です。</p>

### (2) 帳簿の破棄

<p>「偽りその他の不正又は著しく不当な手段」に該当する行為に、「顧客等から過払金返還請求がなされる可能性がある場合において、当該顧客の帳簿を破棄または隠匿すること」を加えるべきである。</p>	<p>下記7.（保存期間）で述べるとおり、取引履歴の開示請求を受けた場合には、保存期間を経過して保存しているものも含め、実際に保存されている取引履歴について開示義務があり、これを破棄又は隠匿することは開示を「不当に拒むこと」に該当します。保存義務期間が経過した帳簿やデータを事前に定められた一律の文書管理規則等に基づき処分することはこれに当たらないと考えられますが、当該規則の内容及び運用については恣意性を疑われないよう注意する必要があります。</p>
<p>保存期間経過により記録を廃棄・消去したため開示できない場合は、開示請求を「拒む」ことに該当しないと考えるがどうか。</p>	

### (3) 開示まで期間がかかる場合

<p>履歴開示の際に時間を引き延ばす業者も行政処分の対象とすべき。</p>	<p>故意に、あるいは適切な対応を怠ることにより、開示を遅延させることは、開示を「不当に拒むこと」に該当するものと考えられます。したがって、開示請求後、開示までの期間を一律に定めることは困難であるものの、貸金業者には顧客利便の観点から誠実な対応が求められるところであり、請求対象が古い記録であって検索等に時間を要する等、止むを得ない理由により全部又は一部の開示が遅れる場合には、あらかじめ請求者に十分説明し、開示が可能となる時期を連絡する等の対応が必要です。</p>
<p>開示請求後、開示までの期間について基準を定められたい。</p>	<p>開示遅延の非違例については、苦情の受付等を通じ、的確に把握していく所存です。</p>
<p>開示に当たり、事務ガイドラインにおいては時間的な制限の規定は設けられていないと解釈して良いか。貸金業者によっては開示請求に対して専門の店舗が対応するなどの理由から即座に開示できない場合があるので、貸金業者に業務上支障のない限度で、かつ、負担のない合理的な時間の範囲で開示すればよい、と解釈するが良いか。</p>	

### (4) 帳簿の一部のみの開示

<p>「これを拒むこと」に続けて「（履歴の一部の開示にしか応じない場合も含む）」との注意書きを付加すべき。</p>	<p>取引履歴が存在しており全部を開示することが可能であるにもかかわらず、一部のみの開示にしか応じないことは、開示を「不当に拒むこと」に該当すると考えられます。</p>
---	--

(5) 過度な負担の要求

<p>顧客又は代理人から取引履歴の開示を求められた際、請求者に対して開示に関する費用、本人確認、権限確認の資料を要求するなどにより開示請求者に対して過度な負担を要求してはならず、これを行った場合には開示の拒否があったものと同列に扱うべき。</p>	<p>顧客等にとってより負担の少ない方法で本人確認が可能であるにもかかわらず、貸金業者が過重ないし不必要な本人確認要件を課して実質的に開示請求を拒否することは、開示を「不当に拒むこと」に該当するものと解されます。</p> <p>なお、手数料徴収についての考え方は下記6.（手数料の徴収）への回答をご参照下さい。</p>
<p>3-2-2に、貸金業規制法第13条第2項の禁止行為に当たるものとして、顧客又は代理人から取引履歴の開示を求められた際、本人確認・代理人権限確認の資料、開示に関する費用を要求する等、開示請求者に過度な負担を要求すること」と明示すべき。</p>	

(6) 信販会社のクレジット契約

<p>信販会社は貸金業務の他クレジット業務を行っているが、顧客等が信販会社に対し不当利得返還請求をするに際し、銀行取引履歴等の口座引落履歴を提示し、クレジット契約に基づく弁済と思われるものについても、金銭消費貸借契約に基づく弁済であるとする例が散見される。この場合、信販会社はクレジット契約にかかる取引履歴を保存しておかなければ、当該口座引落しがクレジット契約に基づく返済であることを立証できないが、これはクレジット契約に関する帳簿の保存義務が法定されていないにもかかわらず、事実上、信販会社に保存義務を課すこととなる。貸金業務を行う信販会社に対する法的救済義務を講じなければ、当該会社に不測の損害を被らせ、請求者に不当な利得をもたらす結果となることを法律が許容することになるのではないか。</p>	<p>今回のガイドライン改正は、最高裁の判決を踏まえ、金銭消費貸借契約に係る取引履歴の開示義務を明確化したものであり、現行のクレジット契約に関する帳簿等の保存義務を変更するものではありません。</p> <p>貸金業者は、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、取引履歴の開示義務があるとされており、金銭消費貸借以外の契約に関する取引履歴の開示・不開示は、本ガイドラインの対象外です。</p>
---	--

6. 手数料の徴収

<p>取引履歴の開示は信義則（民法第1条第2項）に基づくものであり、個人情報保護法に基づくものではないことにかんがみ、貸金業者が開示に応じる際に、過重な負担を課すことは許されず、開示に係る費用は手数料、謄写代等の名目の如何を問わず請求してはならないことを明確にすべきである。</p>	<p>貸金業者が、信義則上の義務を根拠として取引履歴の開示を求められた場合には、取引履歴開示義務は信義則に基づくものであり、個人情報保護法第25条第1項に根拠を有するものではないため、同法第30条に基づく手数料の徴収はできないものと解されます。</p> <p>他方、取引履歴の開示義務について判示した最高裁判決は信義則に基づく開示義務に係る費用負担の在り方について具体的に言及しておらず、当局としてもその判断は差し控えさせていただきます。ただし、客観的にみて不合理に高額な費用設定を行っている場合には、過重な負担の要求であり開示を「不当に拒むこと」に該当し得ると考えられます。</p>
<p>取引履歴の開示に際して、合理的な金額の手数料を徴収できる旨を明記されたい。</p>	
<p>開示請求に対し、個人情報保護の社内規定に基づき、17年4月1日より開示申請書類、委任状、開示手数料を弁護士・司法書士に要請しているが、今後も要請できるか。</p>	
<p>ガイドラインの内容はあくまで「本人確認」の規定であり、開示手続に定めるそれ以外の事項（例えば手数料徴収等）など個人情報保護法に基づく手続を拘束する（影響を与える）ものではないとの理解でよいか。</p>	
<p>貸金の取引内容開示において開示手数料の徴収が不可能ならば、立替金のみ取引ならば、開示手数料の徴収は可能か。立替金のみ取引の開示手数料徴収が可能ならば、貸金と立替金の両方の取引があったらどうなるか。</p>	<p>貸金業務の取引履歴開示請求に関する手数料徴収についての考え方は上記の回答をご参照下さい。立替金の取引については、金融庁としてコメントする立場にありませんので、コメントを差し控えさせていただきます。</p>

## 7. 保存期間

<p>貸金業者は、取引履歴を一定期間経過後に自動的に廃棄するシステムになっているとして開示を拒否している。取引明細の保存期間を永久とすべき。</p>	
<p>現在の帳簿の保存期間は短きに失っており、「貸金業者は、貸金業規制法第19条の帳簿（当該債務者と最初に貸付をした時点から全て）を当該債務者が最後に弁済した日から少なくとも10年間は保存しなければならない」とすべきである。</p>	
<p>貸金業者の取引履歴の保管期間に関しては、商法等より貸金業規制法を優先すべきという解釈でよいか。</p>	
<p>今回の最高裁判決は保存期間を経過して保存しているものも含めて開示義務があるとしているが、保存期間の捉え方はどの法に依拠すべきか。貸金業規制法に従い保存している帳簿に基づき開示することはやぶさかではないが、それを超えて保存しているもの全てを開示せよという本改正案は貸金業規制法の空洞化になりかねない。</p>	
<p>債務整理を行う弁護士は取引開始からの開示を要求するが、際限なく開示する義務があるのか。取引履歴の開示の範囲を、「貸金業者が貸金業規制法第19条に基づいて保存義務を負うもの」に限定されたい。</p>	<p>業務に関する帳簿の保存期間については、貸金業規制法はもとより、諸法令を遵守すべきであると考えております。諸法令で定められている保存義務期間は、事務ガイドラインによって変更しうるものではありません。</p>
<p>開示義務の前提として、取引履歴に関する帳簿・書類などをいつを基点としてどの程度保管すべきか。貸金業規制法施行規則第17条による3年間は当然の期間とは考えるが、不用なデータは漏洩等の事故防止のため廃棄することが望ましく、今回の改正に伴いどのように対応すべきか。</p>	<p>なお、最高裁判決は、保存期間を経過していても業務帳簿を保存している限り取引履歴の開示義務があるとしていることを踏まえれば、保存義務期間を超えているか否かにかかわらず、保存されている取引履歴の開示を不当に拒む場合には、貸金業規制法第13条第2項の適用対象となりません。</p>
<p>本ガイドラインの改正は、開示請求に備えるため、帳簿の保存義務を超える取引履歴を保存しておくことを貸金業者に要求するものでないことを明示されたい。</p>	
<p>取引履歴にかかる全書面を個人別に長期間保管・整理することは費用負担増につながる。今回の事務ガイドライン一部改正が、今後、従来の完済3年保存義務の期間を延長するような措置につながっていかないようお願いしたい。</p>	
<p>一つの契約を完済して日数を置いて再度契約した場合、完済した契約は3年間を経過すれば開示義務はないと明確化すべき。</p>	
<p>リボルビング契約で長期にわたり取引が継続されている場合は、継続している限り無期限に保存義務があるというのは貸金業者の物理的負担が大きすぎる。貸金業者には貸金業規制法第17条、第18条に基づき書面の交付義務があるので、債務者がこれらを保管していれば足り、当事者間における経済行為について一方にのみ負担を強いることは公平性に欠ける。したがって、開示すべき期間は過去10年分などに限定すべき。</p>	

<p>顧客と貸金業者が初めて取引を行った時点からの取引履歴の開示を義務付けるべき。そうでなければ、開示義務を逃れるために、契約の切替えを多用していったん完済処理をし、即日貸付ける形での契約が横行する。</p>	
<p>契約が継続しているのに契約書の書き換えを繰り返させて、3年以上経過したので取引履歴を削除する貸金業者が存在する。このような不正な手段をとる貸金業者は行政処分の対象となることをはっきり明記すべき。</p>	<p>業務に関する帳簿の保存期間については、貸金業規制法はもとより、諸法令を遵守すべきであることは言うまでもありません。しかし、契約の切替えを行うことを行政処分の対象とすることや、契約の切替えが行われた場合において切替え前の契約にかかる保存義務期間を延長することは、ガイドラインの改正により対応できる性質のものではないことをご理解頂きたいと考えております。</p>
<p>「偽りその他の不正又は著しく不当な手段」に該当する行為に、「取引継続中の顧客の帳簿（借換えが行われている場合及び帳簿保存期間中になされた再貸付における従前の取引に関するものを含む）を破棄すること」を加えるべきである。</p>	
<p>遠く離れた倉庫等に保管しているデータを探索して開示することはほとんど不可能であるか、又は貸金業者にとって時間的にも費用的にも過重な負担となってしまうことから、取引履歴の開示の範囲を、「貸金業者の営業所又は事務所からアクセス可能な電子データで保存されているもの」に限定されたい。</p>	<p>貸金業者は、保存している業務帳簿に基づき取引履歴を開示する義務があると解されますので、ご指摘のようにアクセスの容易さに応じて開示範囲を限定することは困難と考えられます。</p>

## 8. その他

<p>貸金業者が他の貸金業者から債権を譲受し、かつ、取引履歴の引渡しを受けた場合には、貸金業者は、売主から引き渡された取引履歴について開示義務を負うか。開示義務を負うとした場合で、引き渡された取引履歴に誤りが存在する場合には、貸金業者は引き渡された取引履歴をそのまま開示すれば足りるか。法19条帳簿の保存義務は譲渡人が負うにもかかわらず、譲り受けた貸金業者はその正確性について責任を負うのか。</p>	<p>債権譲渡を受けた場合、貸金業規制法第19条の業務帳簿は譲渡人が保存義務を負うものですが、譲受人が取引履歴の引渡しを受けた場合は、引渡しを受けた帳簿に基づき取引履歴の開示を行うことで足りるものと解されます。</p>
--	---

## II 3-2-8 (1) (本人確認手続部分)

### 1. 法の適用

#### (1) 個人情報保護法の適用 (総論)

意見の概要	回答
取引履歴開示は信義則に基づくものである以上、個人情報保護法は適用されず、個人情報保護法の義務としての本人確認を行う必要はない。	最高裁は、貸金業者は取引履歴を開示すべき信義則上の義務を負うことを判示しています。したがって、顧客等は、個人情報保護法第25条第1項によらず、信義則上の義務を根拠として開示の求めを行うことができます。この場合に、開示の求めは個人情報保護法に根拠を有するものではありませんが、取引履歴が個人情報に該当する以上、貸金業者は個人情報の第三者提供の制限を定めた個人情報保護法第23条の義務を負っており、これを担保するためには、適切な本人確認を行うことが必要と考えます。
取引履歴の開示義務は個人情報保護法に基づき認められたものではないことから、同法及び同法に基づくガイドラインを引用することを止めるべき。	

#### (2) 個人情報保護法の適用 (手続規定、手数料徴収)

取引履歴の開示は信義則 (民法第1条第2項) に基づくものであり、個人情報保護法に基づくものではないことにかんがみ、貸金業者が開示に応じる際に、過重な負担を課すことは許されず、開示に係る費用は手数料、謄写代等の名目の如何を問わず請求してはならないことを明確にすべきである。	貸金業者が、信義則上の義務を根拠として取引履歴の開示を求められた場合には、取引履歴開示義務は信義則に基づくものであり、個人情報保護法第25条第1項に根拠を有するものではないため、同法第29条及び第30条を援用することはできないと考えます。 したがって、貸金業者が予め開示手続を定めたとしても同法第29条を援用することはできないことから、開示請求者が貸金業者の定めた方法とは別の方法により本人であることを証明できる場合に、貸金業者の定めた形式的な要件を満たさないことを理由に開示を拒否することは適切でないと考えます。
取引履歴の開示に際して、合理的な金額の手数料を徴収できる旨を明記されたい。	また、手数料の徴収について、同法第30条の規定を援用することはできないと考えます。他方、取引履歴の開示義務について判示した最高裁判決は信義則に基づく開示に係る費用負担の在り方について具体的には言及しておらず、当局としてもその判断は差し控えることとします。ただし、貸金業者が開示請求を妨げるために、不合理に高額な手数料を定める場合には、開示を不当に拒むことに該当し得ると考えます。
開示請求に対し、個人情報保護の社内規定に基づき、17年4月1日より開示申請書類、委任状、開示手数料を弁護士・司法書士に要請しているが、今後も要請できるか。	上欄の回答を御参照ください。 なお、個人情報保護法第25条第3項は、「他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には」同条第1項の規定を適用しないとしていますが、民法第1条第2項にはこのような方法が規定されていないため、これには該当しないと考えられます。
ガイドラインの内容はあくまで「本人確認」の規定であり、開示手続に定めるそれ以外の事項 (例えば手数料徴収等) など個人情報保護法に基づく手続を拘束する (影響を与える) ものではないとの理解でよいか。	
個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が個人データの開示等の求めに応ずる手続きを定めることとされるが、「他の法令の規定により開示することとされている場合」 (法第25条第3項) は除外されている。取引履歴開示義務は信義則 (民法第1条第2項) に基づくものでありこの規定に該当することから、同法を理由に委任状等の提出を求めることには法的根拠がない。	

#### (3) 本人確認法との関係

本人確認法は組織犯罪防止を目的とし、預金等の受入時の本人確認を求めるものであることから、既に契約関係にある顧客について本人確認を要する根拠はない。同法の転用は立法趣旨と無関係の事項へ無用の作業を強要するものであり反対。本人確認法に依拠した方法を例示した部分は削除すべき。	本人確認法に規定する確認方法は最も確実な本人確認の方法として例示したものであり、本人確認法の目的とするテロ資金供与やマネーロンダリング防止等の目的を持ち込むものでないことはもちろんです。また、本人確認法に規定する方法以外を認めない趣旨ではなく、むしろ、本人確認法に規定する方法は、本人確認を特に慎重に行わなければならない場合には適切ですが、開示の求めをする者が、当該業者と現在又は過去において取引関係にある場合には、当該業者が保管する取引書類に記載された情報等を用いて、顧客等にとってより負担の少ない方法により確認することが適切であり、また実務にもかなったもので、その旨をガイドライン上、より明確に示すこととしました。
本人確認法と同等の書類を要求すれば迅速性の要求される受任通知の送付も遅れ、手続きに多大なブレーキがかかり、多重債務者はその期間債権者からの督促にさらされ、また、債務者の更正にとって不利益となる。	

<p>個人情報をめぐる問題状況は分野ごとに様々であり、厳格な本人確認手続が必要な場面もあれば、それが不要なく、逆に本人の利益に反することもある。どのような本人確認が適切かは、問題となっている場面ごとに具体的な現実を踏まえて検討されなければならない。これまで貸金業者は厳格な手続を要求しておらず、それにとまなう問題も生じていないことから、本人確認法に基づく確認手続を要求する必要性はない。</p>	<p>十分な本人確認の方法は、御指摘のとおり個別の具体的な事情により異なり得ると考えます。原案においては、本人確認法に規定する方法を例示として挙げたところですが、この方式については、当局が一律に最低限の書面徴収を義務付けようとしているとの誤解を招きかねないため、ガイドラインの構成を改め、従来実務において合理的な方法として定着してきた請求・確認手続をも踏まえつつ、本人確認にあたって留意すべき事項を列記することとしました。</p> <p>その中で、本人確認法に規定する方法の位置付けもガイドライン上でより明確化することとしましたが、その考え方については上欄の回答を御参照下さい。</p>
---	---

## 2. 顧客等自身による開示請求の場合

### (1) 顧客番号、住所、生年月日等の情報による確認

<p>本人が開示請求をする際は、住所・氏名・生年月日を記載した請求書に署名をすることで足り、本人確認書類の提示は不要。</p>	<p>御指摘の方法は、上記1.(3)の「当該業者が保管する取引書類に記載された情報等を用いて、顧客等にとってより負担の少ない方法」による確認の一形態となりうるものと考えられますが、貸金業者がどの情報をもって顧客等を本人確認しうるのは、貸金業者によって異なりうることから、一律に十分か否かを定めることは困難です。</p>
<p>開示請求者が顧客等本人の場合で、開示請求者が貸金業者に知られている開示請求者の住所（顧客の同意を得た上で顧客に代わり債務の弁済を行おうとする者が開示請求者の場合は、顧客の住所）宛に取引履歴の送付を求めたときは、開示請求者作成名義の開示請求書（顧客の氏名、住所〔顧客を特定し得る会員番号等の表示があれば、必ずしも住所の記載は必要ではない。〕の表示と、開示請求者が顧客本人でない場合は、保証人又は第三者弁済者の旨の資格の表示をして、顧客の取引履歴の開示請求をする旨が記されている書面）の提出により、開示請求者の本人確認として十分かつ適切である。</p>	
<p>債務者本人の情報は、貸金業者からIDを付与されて管理されているため、改めて印鑑証明書を提出する必要はない。</p>	
<p>「十分かつ適切」な確認方法として、以下を例示。顧客等自身が開示請求をする場合は、顧客等の住所、氏名及び顧客会員番号若しくは生年月日を記載した取引履歴開示請求書の提示。この場合、貸金業者は、本人確認の手続が、開示請求者の負担とならないよう十分に留意すること。</p>	<p>上欄の回答を御参照下さい。また、本人確認手続が開示請求者にとって過重な負担となつてはならないと考えられ、その旨は明示しています。</p>

### (2) 本人確認法の本人確認済みの方法

<p>顧客等本人の開示請求に際しての本人確認は、「本人確認済みの顧客等との取引」の例によることができることとし、かつ確認済みであることの方法を例示されたい。</p>	<p>開示を求める者が、当該業者と現在又は過去において取引関係にある場合には、当該業者が保管する取引書類に記載された情報等を用いて、顧客等にとってより負担の少ない方法により本人確認することが適切である旨をガイドラインにおいて明確化することとしましたので、御指摘の趣旨は其中で反映されたものと考えております。</p>
--	---

### (3) 本人でなければ知り得ない情報を電話で確認する方法

<p>顧客自身が開示の求めをする場合、顧客の生年月日、本籍等、本人でなければ知り得ない情報を電話で問い合わせるその場で本人が即座に正確に回答したときには十分な本人確認がされたとするべきである。</p>	<p>具体的にどのような情報を問い合わせるべきかは貸金業者によって異なってきますが、開示を求める書面に記された本人特定情報が本人確認のために不十分な場合に、御指摘の方法により確認を行うことは実務上も用いられている適切な方法の一つと考えられます。</p>
--	--

<p>ガイドライン案3-2-8 (1)の①及び②は例示であり、これらと異なる取扱いであっても、事案により十分かつ適切な場合もあると解してよいか。例えば、顧客しか知りえない会員番号、氏名及び生年月日を尋ねそれが当該顧客の個人情報と一致している場合には本人確認ができたものとして取り扱う、あるいは、弁護士等でない第三者が開示請求をする場合に、ガイドライン案の例示にない他の手続を求める場合もあるが、これも十分かつ適切なものと解してよいか。</p>	<p>御指摘のように、十分かつ適切な本人確認の方法は、業者の顧客管理システムや開示請求がされる状況など、個別の事情により異なり、原案において例示した方法以外でも十分かつ適切な場合があると考えられます。御指摘の方法による本人確認が十分かつ適切である場合もあると考えられます。また、御指摘の例については上欄の回答を御参照下さい。</p>
---	--

(4) 本人確認書類による確認

<p>なぜ、本人確認法で厳格に定義されている本人確認書類に「写しを含む」という後にトラブルを招くおそれのある文言を追加しているのか。弁護士等の代理人から本人確認書類の写し（悪意の第三者が詐取したものを）を提示された場合に、個人情報（取引履歴）を開示して、万一本人から損害賠償請求をされた場合、事務ガイドラインに忠実に従った業務を行っているのに貸金業者に一切の責任はないという文言を担保して頂きたい。そのような場合に実際に損害を被った本人に対して、ガイドラインを作成した金融庁はどのような責任を取れるのか。</p>	<p>上記1.(3)の回答のとおり、いわゆる「本人確認書類」を用いざるを得ない場合は比較的限られると考えますが、その場合においても、写しを用いて本人確認しうる場合には、それを認めることが適切と考えます。</p> <p>なお、本事務ガイドラインは、金融庁における貸金業の監督上の指針を示すものであり、その性格上、民事上の紛争について金融庁として何らの判断を示すものではありません。</p>
--	---

3. 代理人による開示請求の場合

(1) 書類による確認

<p>代理人が開示の求めをする場合に提示すべき書類として、原案の3-2-8 (1)②イ、ロ、ハに掲げられた書類は、例えば次の書類として差し支えないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の身分を証明する証明書</li> <li>・顧客からの代理権を証明する委任状</li> <li>・代理権者の身分を証明する証明書</li> </ul>	<p>代理人を通じての開示請求については、何らかの方法により、顧客等が開示を求める取引履歴に係る顧客等本人であること、当該顧客等から代理人に委任がなされたこと及び開示の求めを行う者が代理人本人であることを確認する必要があります。ただし、原案で挙げたものは例示であり、常にこれらの書類を必要とするわけではなく、顧客等にとってより少ない負担で確認し得る方法がある場合にはその方法によることが適切と考えられます。</p>
<p>代理人が原案の3-2-8 (1)②イ、ロ、ハに掲げる書類全てを示さない限り、貸金業者は取引履歴の開示を拒んでも良いと解釈してよいか。また、その場合は行政処分の対象とはならないのか。</p>	

(2) 委任状

<p>委任状の送付は、代理人、貸金業者双方の事務作業を増やすこととなり負担となる。また、実印を押印した委任状を送付された場合悪用されるおそれもある。このため、委任状の送付には反対。</p>	<p>委任関係の確認にあたって本人の署名・捺印による委任状により確認することは一般的に行われている方法であり、それ自体が不適切とは言えないものと考えます。ただし、他の方法により委任関係が証明されている場合に、委任状の提出がないことのみをもって開示を拒否することは認められないと考えられます。</p> <p>委任関係を示すものとして、必ずしも印鑑登録した印による捺印は必要ないことを明確にしました。</p> <p>なお、悪用のおそれについては6.(2)を御参照下さい。</p>
<p>本人確認書類の原本がない場合に印鑑証明書の添付を求めるのは債務者に負担となる。認印を押印した委任状でも実務上は問題なく機能しており、さらに言うなら受任通知でも本人確認は可能。印鑑は認印でよい取扱いとすべき。</p>	<p>上覧の回答を御参照下さい。また、受任通知については4.(2)を御参照下さい。</p>

(3) 代理人の範囲を限定すべきかどうか

<p>開示請求のできる代理人は弁護士や司法書士に限定すべき。顧客から依頼を受けた者全てにこれを認めると、昨今問題となっている例えば「調停屋」と呼ばれる資格を有しない者にも開示を認めることにつながり、非弁活動を助長し、新たな問題や事件に発展する可能性がある。</p>	<p>顧客本人から委任を受けた正当な代理人である以上、当該代理人を通じた開示請求は認められるべきであり、弁護士、司法書士以外を一律に禁ずることは適当でないと考えます。ただし、弁護士等の有資格者以外の者が債務整理に伴い報酬を得る目的で開示請求を行う等、違法行為がある場合にこれを拒むことは、開示を不当に拒むことには該当しません。</p>
--	---

#### 4. 代理人が弁護士・司法書士である場合

##### (1) 顧客等に係る本人確認

<p>弁護士と依頼者の間の委任契約は本人確認法の適用を受けず、法令上、確認書類の徴求の義務はないにもかかわらず、顧客の権利である取引履歴開示請求権を代理行使するには本人確認書類の提示を要件とするならば、ガイドラインによって法律上の義務でないものを強いられ、正当な権利行使が妨げられることとなり不当。</p>	
<p>「弁護士、司法書士から取引履歴の開示を求める場合においては、代理人であることを疑うべき特段の理由がある場合を除いては、本人等の確認のための書類の提示は不要であるとすべき」旨を付け加えるべきである。</p>	<p>弁護士等については懲戒制度があることから、これらの者が本人確認を行ったとしている場合、それ以外の代理人の場合と比べ、より信頼できると考えます。しかし、業者がそれに全面的に依拠して本人確認を怠り事故となったときに、顧客等に回復しがたい損害が生じることに鑑みれば、やはり顧客等本人についての一定の本人確認が必要になってくるものと考えられます。</p> <p>なお、1.(3)の回答のとおり、本人確認は顧客等にとってより負担の少ない方法で行われるべきことは、代理人による開示請求の場合であっても同じであると考えております。</p>
<p>弁護士が債務整理の依頼を受ける場合、本人確認法の適用は受けないが、本人しか知りえない様々な情報を具体的に聴取した上で委任契約を締結する。何度も面談をし、様々な書類を書いてもらうので、「なりすまし」の偽者はこれらのプロセスにはついていけない。</p>	
<p>本人確認のための書類や代理人の身分証明を求めることには反対。弁護士が訴訟を提起する際、本人確認も代理人自身の身分証明も必要とされていない。今回の改正案は裁判所での訴訟行為の本人確認よりも重い要求をするもの。弁護士の資格証明資料など、裁判所も検察も警察も要求していない。弁護士等が代理人として請求する場合、本人の依頼を受けずに請求することは考えられない。</p>	<p>上欄の回答を御参照下さい。</p> <p>なお、弁護士についての資格証明資料は原案においても不要としています（5.(1)を御参照下さい。）。</p>
<p>本人確認書類が必要となると、個人情報流出のおそれがあり、また、代理人からの開示請求が妨げられる理由となるおそれもある。弁護士、司法書士等の高度の職業倫理を課せられた者が代理人となる場合は、本人確認手続は不要。</p>	<p>4.(1)の最上欄の回答を御参照下さい。</p> <p>なお、貸金業者が個人情報を適切に保護すべきことは当然の義務と考えます。</p>

##### (2) 受任通知

<p>弁護士等が代理権なしに取引履歴開示請求をするなど普通はありえず、万が一不正な行為をした場合には懲戒等による制裁を課すことができるので、請求書面に弁護士等の連絡先が明示されていれば十分である。</p>	
<p>職業基本規定で高い倫理性を要求される弁護士が受任通知に開示請求権の授権を明記する場合には特段の事情がない限り授権を推定できるものとし、業者側において授権の推定を覆す具体的主張と具体的反証がなされた場合に限り、代理権証書の写しが求められるなど、限定的な場合に限ることを明らかにすべき。</p>	<p>上記3.(2)のとおり、委任関係を確認するにあたっては、委任状による確認が一般的に行われている方法と承知しています。また、上記4.(1)と同様、個人情報保護法上、代理権の確認に関して、代理人が弁護士等である場合の特例が規定されているわけでもありません。しかし、代理人が弁護士又は司法書士である場合、無権代理行為については、法律上懲戒制度が定められていることから、委任状を伴わない受任通知であっても一定の高い信頼性は認められ、特に、代理人がその受任通知に本人以外には知り得ない情報を本人確認情報として十分に記載している等の場合には、代理権を推認し得る場合があると考えます。</p> <p>また、下記5.(1)のとおり、代理人が弁護士又は司法書士である場合には、代理人としての本人確認要件は緩和し得るところであり、このため、開示請求者に係る本人確認情報の記載内容等、個別ケースにもよりますが、いわゆる受任通知が有効な開示請求書類となる場合はありうると考えております。</p>
<p>弁護士等が代理人として開示を求める場合は、①顧客等の氏名、②顧客等の住所、③顧客等の生年月日、④顧客等の契約番号等の個人を特定する情報が記載され、かつ、①当該代理人の氏名、②その所属する事務所、③電話番号等の連絡先が示された受任通知（写しを含む）の提出があれば、十分かつ適切であることを例示すべき。</p>	<p>なお、受任通知に記載された本人確認情報に不足がある場合も、直ちに委任状を求めるのではなく、代理人に対して顧客等に係る本人確認のための追加質問を行う等により代理権を確認することは適切と考えます。</p> <p>（次頁に続く）</p>

<p>本人確認資料の徴求は開示拒否の口実を与えるのみ。与信時の本人確認において印鑑証明書等の提出を求める貸金業者はほとんどない。取引履歴の開示請求に際してのみこれらの書類を要求するのはバランスが取れない。代案として、「弁護士等が開示請求をする場合は受任通知のみで足りるとし、それでもなお貸金業者が本人確認又は代理人確認が必要と思慮するのであれば、電話でこれを確認するか取引履歴の開示資料を本人受取限定郵便等で送付することで足りるとすること」と明記するよう求める。</p>	<p>(注) 受任通知は、貸金業規制法第21条第1項第6号の文書として、通知を受けた貸金業者に取立行為を中断させる効果がありますが、同法により与えられた効果は、あくまでも取立行為を中断させる上での効果に限られ、委任関係についての全面的な公信力を与えたものとは解されないと考えます。特に、個人情報一旦第三者に渡った場合には顧客に回復しがたい損害が生じることに鑑みれば、同列に論じることが困難です。</p>
<p>本人確認には受任通知に本人の署名があれば十分である。</p>	<p>本人の署名・捺印は、委任関係を証明するのに十分である他、本人確認資料となりうる場合もあると考えられます。</p>

### (3) 現行の実務との関係

<p>弁護士・司法書士が開示を求める際、改正案にある厳格な運用をした場合、多数の貸金業者と取引をしている債務者を早期に救済することが不可能となる。今回の改正は個人情報保護を逆手に取った悪質な貸金業者を救済するだけである。</p>	<p>上記1.(1)の回答のとおり、取引履歴も個人情報に該当する以上、貸金業者にはこれが不当に第三者の手にわたることのないよう管理する義務があり、取引履歴開示にあたって一定の本人確認は必要と考えます。</p> <p>ただし、繰り返し説明しているとおり、本人確認のために開示請求者に過重ないし不必要な負担をかけるべきではありません。これまで実務上、顧客及び業者の双方にとって負担感が少ない方法として定着している合理的な手続がある場合には、今回のガイドライン改正に対応するためにそれを根本的に覆す必要はなく、むしろそれをベースとしつつ、必要に応じ、十分な本人確認の確保と顧客利便の確保とのバランスを図るための工夫を加えていただき、それが健全な慣行として定着していくことを期待しています。</p>
<p>これまでの開示請求で問題は起きておらず、また、本人確認のやりとりをしているうちに個人情報が他に漏れるおそれがあり、債務整理に必要な以上の時間や経費がかかることとなるので反対。</p>	
<p>本人確認を厳格に要求するのは従来の実務に反する。債務整理において弁護士が本人の意思に反して履歴を取り寄せて問題となったという事案は聞いていない。また、業者は破産の場合には残高証明を出す必要があるが、この場合は本人確認資料を必要とせず、同じ個人情報でありながら取扱いが一貫していない。手続きの厳格化は業者に履歴不開示の口実を与えるだけである。</p>	
<p>弁護士等の代理権限に疑いがあるときは、業者は正当な理由ありとして開示を拒否すればよいので、弁護士等有資格者からの請求については書類の提示は不要とすべき。この場合、正当理由として掲げたものが客観的にみて正当性がない場合は、当該開示拒否により行政処分を受けることはもちろん、民法上の不法行為に該当することを明記すべきである。</p>	<p>上欄の回答を御参照下さい。</p> <p>なお、当ガイドラインは金融庁における行政上の監督指針を示すものであり、民事上の判断をガイドライン上示すことはできないと考えます。</p>

### (4) 弁護士登録番号、司法書士会員番号

<p>「代理人の身分を証する書面」に、弁護士の場合は登録番号を明記することを付加すべき。</p>	<p>常に弁護士登録番号や司法書士会員番号の記載がないことを理由として開示を拒否することは適切でないと考えられますが、登録番号が記載されていることは代理人である弁護士の身分の確認を容易にすると考えられます。</p>
<p>認定司法書士でない者が、同一事務所に勤務する認定司法書士の認定番号を使用して債務整理を行おうとした例があった。このような不正使用があった場合の懲戒が可能となるよう、司法書士については認定番号を記載させることとされたい。</p>	

## 5. 簡易な方法を認める代理人の範囲

### (1) 弁護士・司法書士の特例

<p>本人確認の弁護士・司法書士の特例について、顧客本人より確認方法が簡易にされる根拠を説明されたい。過去に弁護士等になりすました事例もあり、受任通知や日弁連のホームページのみの確認で代理人の確認をしたことになるのか。</p>	
<p>代理人が弁護士、司法書士の場合も、          ・債務者たる本人の確認資料が必要となるのか。          ・訴訟委任状等の委任関係書類を確認しなければならないのか。受任通知では要件を満たさないのか。          ・弁護士・司法書士の本人確認が必要になるのか。</p>	<p>弁護士及び司法書士は、それぞれ弁護士会、司法書士会への加入が法的に義務付けられているため、身元の確認がそれらの団体に照会することにより可能であることから、弁護士又は司法書士である代理人を通じた開示請求書にその事務所の住所等連絡先が記載されている場合には、請求を受けた貸金業者が、弁護士会又は司法書士会に照会することにより当該代理人の身元を確認することが適切であり、特段の不審な点がない限り、改めて本人確認のための書類等の提示を求める必要はないと考えられます。</p>
<p>受任通知には債務者への直接の連絡を禁じる文言があり、貸金業者は債務者が真に開示を望んでいるのかどうかを確認する方策がない。このため、代理人は、債務者本人との委任契約（権限の確認）、開示請求の根拠となる疎明資料（開示請求の根拠）及び、代理人本人の身分を証明する文書を貸金業者に提示すべきである。</p>	
<p>弁護士・司法書士等の事務所の移転等により、書類に記載された住所や電話番号と職能団体が公表するそれが異なる場合があり、当該代理人が真正の代理人か否かの確認は困難となる。このため、代理人の身分を証明する書類は全ての者に必要と考えられるため、3-2-8(1)②ハの（注）は削除すべきである。</p>	<p>上欄の回答を御参照下さい。          なお、開示請求書類に記載された連絡先と職能団体が公表するそれが異なる場合には、貸金業者は当該代理人について別途の方法により十分かつ適切に本人確認を行うことが求められます。</p>

### (2) 弁護士及び司法書士に限定

<p>ガイドライン案3-2-8(1)②ハの（注）に、「弁護士、司法書士等の公的資格を有する者」とあるが、「等」には何を含まれるのか。債務整理手続を行い得る公的な代理人としての資格のない行政書士等に、取引履歴を開示する必要・義務はないため、「等」は削除すべき。</p>	<p>弁護士及び司法書士については、職能団体への加入が法律上義務付けられており、それら職能団体に照会することにより身分の確認が可能であることに着目して特に配慮すべきことを明記するものです。弁護士及び司法書士については、実務上の事例も多いことから、ガイドライン上明記することとしました。その他の者が代理人の場合には、個別の事情により判断されるべきと考えます。</p>
---	--

### (3) 認定司法書士

<p>ガイドライン案3-2-8(1)②ハにおいて「弁護士、司法書士等の公的資格を有する者」とあるのは「弁護士及び弁護士法人並びに簡裁訴訟代理関係業務を行う権限を有する司法書士及びその司法書士がいる司法書士法人」であると解してよいか。          これら以外の者が債務整理にかかる法律事務を行っていることがわかれるような場合が数多く見受けられるが、このような行為は弁護士法72条に違反するおそれがあることから、開示を拒絶してもガイドライン案3-2-2(6)に該当しないと解してよいか。</p>	<p>取引履歴の開示請求については、代理人が債務整理の権限を有するかには関わらず、取引履歴開示についての代理人としての資格を示す限り、開示に応ずる必要があります。          代理人が弁護士又は司法書士の場合については、5.(1)の回答で述べたようなその特性に鑑み、開示請求について一定の配慮がされるべきと考え、その旨を明示することとしました。この点については、認定司法書士とそうでない司法書士で区別する理由はないと考えます。</p>
<p>「司法書士」は認定司法書士に限定されるのか。また、弁護士、認定司法書士以外の「公的資格を有する者」とは、例えば誰か。</p>	<p>ただし、債務整理業務を行う資格を有しない非認定司法書士が債務整理に伴い報酬を得る目的で開示請求を行う場合等、弁護士法違反の場合に、貸金業者が開示を拒むことは、不当に開示を拒むことには該当しないと考えられます。          なお、弁護士法人及び司法書士法人を含みます。</p>

## 6. その他

### (1) 本人確認手続を口実とした開示拒否

<p>取引履歴の開示を求めることは顧客等の権利であって、本人確認手続に伴う負担が顧客等による開示請求権の行使を妨げることのないよう留意すべきことを明記すべき。</p>	<p>取引履歴の開示にあたって開示請求者に過重ないし不必要な負担を課してはならないと考えられ、その旨をガイドライン上明記しています。</p>
<p>貸金業者が個人情報保護法に基づく本人確認手続を名目に開示を拒否する例も散見されるため、「顧客等本人又は本人の代理人であることの確認を求めるに当たっては、当該開示の求めが信義則（民法第1条第2項）に基づくものであることにかんがみ、顧客等に過重な負担を課することのないように留意すること」と修正すべきである。</p>	

### (2) 貸金業者による書類悪用の懸念

<p>貸金業者の中にはヤミ金まがいの営業をするものも存在する。こうした業者に本人確認書類として印鑑証明書や住民票などを渡すと、それらを担保設定や公正証書の作成に悪用・濫用されるおそれがある。個人情報保護の見地からも履歴開示要請書にこうした重要な書類を添付させることは不適當。</p>	<p>貸金業者が受領した印鑑証明書等を悪用してはならないことは当然であり、適切に指導監督してまいります。なお、取引履歴の開示請求に際しての本人確認にあたっては、常に印鑑証明書等を要するわけではありません。</p>
<p>印鑑証明書等が悪用されるおそれがあること、また、債務者がこうした資料を提供することに抵抗があることから、本人確認資料を求めることは問題。取引履歴は個人情報としては要秘匿性が低いものであり、これの開示要求に対して、氏名・住所・生年月日等明らかに要秘匿性のある個人情報を開示させることはあってはならない。</p>	

### (3) 開示請求者が送付を求めた場合

<p>貸金業者は、取引履歴の開示請求者が、取引履歴の送付（FAX送信を含む）を求めた場合はこれに応じなければならないことを3-2-8(1)に規定すべき。</p>	<p>開示請求者が取引履歴の送付を求めた場合にこれに応じなければならないかどうかは、個別の事情により判断する必要がありますが、一般論として開示に当たって開示請求者に過重ないし不必要な負担を課してはならないと考えられ、貸金業者にはこれを踏まえた対応が求められます。</p>
--	---

### (4) その他

<p>取引履歴は本人が保管していれば開示請求する必要のない書類。本人確認書類の準備に費用がかかるから反対という意見が多いようだが、借り手の責任でそろえるべき資料であり納得できない。個人情報を杜撰に取り扱い、万一個人情報が第三者に漏洩した場合は、個人情報保護法に基づき貸金業者が罰されるのではないか。一部の弁護士の主張は貸金業者だけに負担を任せ、消費者保護に偏り過ぎていて個人の責任や情報漏洩リスクの大切さを忘れるのはおかしい。</p>	<p>取引履歴も個人情報に該当する以上、貸金業者にはこれが不当に第三者の手にわたることのないよう管理する義務があり、取引履歴開示にあたって一定の本人確認は必要と考えます。ただし、本人確認に当たっては、十分な本人確認を行うことはもちろんですが、開示請求者に過重ないし不必要な負担を課することとなってはならず、両者のバランスをとる必要があると考えます。</p>
<p>貸金業者は取引履歴を開示しないことによって過払金返還を免れ、不当利得を得ている。弁護士からの取引履歴開示請求に本人確認を求めることは、業者の不当利得を容認することにつながるため、本人確認の厳格化に反対。</p>	<p>取引履歴も個人情報に該当する以上、貸金業者にはこれが不当に第三者の手にわたることのないよう管理する義務があり、取引履歴開示にあたって一定の本人確認は必要と考えます。</p>

<p>店頭に出向いて本人確認書類を提示しても取引当初からの履歴を開示せず、10年分ほどしか開示しない業者がいる中、今回の改正案のとおり書類を提示しても取引当初から開示するのは疑わしい。虚偽や改ざんされた履歴を開示する業者も存在する。本人確認書類を要求するのは業者が図に乗るだけだと思われる。</p>	<p>取引履歴も個人情報に該当する以上、貸金業者にはこれが不当に第三者の手にわたることのないよう管理する義務があり、取引履歴開示にあたって一定の本人確認は必要と考えます。ただし、本人確認において開示請求者に過重ないし不必要な負担をかけて実質的に開示請求を阻害する場合には、開示を拒否していると認められる場合があると考えます。</p>
<p>本人確認書類を求めることは貸金業者に取引履歴非開示・遅延の口実を与え、最高裁が開示義務を認めた趣旨を形骸化させることとなるため反対。</p>	
<p>そもそも利息制限法を超える違法金利で貸し付けている貸金業者には、信義則上積極的に取引履歴を開示する義務がある。本人確認ができない限り開示拒否しうのような運用がなされるおそれのある改正案は上記の義務に反することになるため反対。</p>	
<p>多重債務者の救済を図り貸金業者の行動を規制するガイドラインの根本からすれば、今回の改正は、本人確認の書類を要求する点で極めて問題である。</p>	<p>今回のガイドライン改正において本人確認手続にあたっての留意点を示すに当たっては、取引履歴開示請求に当たってのなりすましを防止するとの観点も考慮したところでは。</p>
<p>取引履歴開示の運用において、多重債務者を食い物とする悪質な事業者等が、債務者本人若しくは代理人になりすまして開示請求を行うことや、新たな犯罪を誘発することも懸念される。このため、悪質事業者によるなりすまし防止の観点からの特段の措置が必要であるものとする。</p>	
<p>契約者本人が取引履歴開示を求めた場合に、本人確認のための書類の提出を求めるべきではない。</p>	<p>御指摘のとおり、既に顧客番号や契約番号、住所及び生年月日等の情報により本人であることが確認済みの場合や、また、既に本人であることを前提に交渉している際に開示請求があった場合等においては、改めて本人確認書類を求めることは不適切と考えられます。</p>
<p>弁護士等の法律専門職が開示請求する場合は、弁護士登録番号さえ明示すれば弁護士会のHPにおいて事務所の所在地及びFAX番号を確認でき、なりすましの危険性はないため、身分証明書の提示は不要とされたい。</p>	<p>原案においても、弁護士、司法書士の身分証明書は不要としているところですが、その考え方については5.(1)を御参照下さい。なお、弁護士登録番号が記載されていることは、代理人である弁護士の身分の確認を容易にするものと考えられます。</p>
<p>金融会社の取引履歴の場合のみ弁護士と司法書士の本人確認対応が優遇される理由は何か。弁護士等の特性にかんがみてのものであれば、他業種にも適用すべきではないか。</p>	<p>今回のガイドライン改正は、最高裁判決により貸金業者が取引履歴開示義務があるとされたことを受け、取引履歴不開示が貸金業規制法第13条第2項に該当し行政処分の対象となり得ることを明示するとともに、取引履歴開示に当たっての本人確認手続について留意点を示すものです。他業種については、それぞれ別途検討がされるべきものと考えます。</p>
<p>弁護士が戸籍謄本や住民票を請求する際、日本弁護士連合会が発行し弁護士が弁護士会を通じてしか入手できない統一用紙で請求すれば、委任状や印鑑証明なしにこれらの書類を入手できる。取引履歴の請求についても、弁護士等に特殊な請求用紙を配布し、これにより請求を受けたときは、貸金業者は本人の委任状や印鑑証明書の確認なしで取引履歴を開示しなければならないようにすべき。</p>	<p>弁護士・司法書士が代理人である場合に、その者について本人であることを確認する方法については、一定の配慮がされるべきと考えますが、開示請求者について本人であること、代理人と請求者の間の委任関係についての確認は必要と考えます。</p>
<p>全てに印鑑証明書を添付するのは費用がかかるので、本人確認には印鑑証明書の原本を要求することなく、免許証のコピーや印鑑証明書のコピーで良いのではないか。</p>	<p>個別の事情によりますが、免許証のコピーや印鑑証明書のコピーで十分に本人確認が可能である場合があると考えます。</p>

<p>イの（注）に「本人確認法施行規則に規定する本人確認書類（写しを含む）」とあるが、この写しとは「コピー」を含むということか、それとも例えば「住民票の写し」ということを指すのか。</p>	<p>コピーを含む趣旨であり、そのように明確化しました。なお、顧客等の本人確認については、貸金業者と取引関係にある場合には、当該業者が保管する取引書類に記載された情報等を用いて、顧客等にとってより負担の少ない方法により本人確認することが適切であり、その旨明記しました。</p>
<p>口に関して、直接来社する場合以外は本人確認書類の原本の提示は不可能と思われるので、郵送等での対応の場合は、「実印捺印＋印鑑登録証明」という対応を求めているという理解でよいか。</p>	<p>郵送の場合、印鑑登録した印鑑による捺印と当該印鑑の印鑑登録証明書によれば、委任関係を示すのに十分と考えます。ただし、必ずしもこの方法によらなければならないわけではなく、むしろ、開示請求者にとってより負担の少ない方法で十分に委任関係が確認できる場合には、その方法によることが適切と考えられ、その旨を明確化しています。</p>
<p>顧客等が本人確認書類の原本を提示した場合は、委任状に捺印するのは、実印や契約書に捺印された印鑑でなくてもよいか。また、顧客等の代理人が本人確認書類の写しを示した場合は、印鑑登録された印鑑又は契約書に捺印された印鑑でなければならないか。後者の場合は、貸金業者は取引履歴の開示を拒んでも行政処分の対象とならないか。</p>	<p>本人確認の方法は、原案に例示した方法に限られるわけではなく、むしろ、開示請求者にとってより負担の少ない方法で十分に委任関係が確認できる場合には、その方法によることが適切と考えられ、その旨を明確化しています。</p>
<p>金融分野における個人情報保護ガイドライン第19条2項では「代理人等による開示の求めに対して事業者が本人のみに直接開示等することは妨げられない」とされていることとの整合性をとるため、弁護士、認定司法書士以外の者が代理人として開示請求をした場合は、その代理人に対して直接開示する義務まで規定したのではなく、貸金業者は本人宛に開示することで問題ないか。</p>	<p>代理人から代理人に対して開示するよう求めがあった場合に本人宛に開示することは、開示を拒むことに当たるとまでは言えませんが、特段の事情のない限り、求めに従って代理人に対して開示することが望ましいと考えます。なお、個人情報保護法の手続規定の適用については、1.(2)を御参照下さい。</p>
<p>会社で社員のインターネット及びパソコンの使用が禁止されている場合は、弁護士等の身分の確認が容易でないため、身分証明の提出を依頼してもよいか。</p>	<p>弁護士等の身分の確認については、弁護士会等への電話等により照会することも可能と考えられますので、常に身分証明書類の提出を求めるのは過重ないし不必要な負担を課すものと考えられます。</p>
<p>今回の改正によって、貸金業者は弁護士や司法書士の介入による債務整理の時は、顧客本人の確認資料と委任関係を示す資料（弁護士や司法書士の事務所住所、電話番号等記載の委任状）がなければ、特段の理由がない限り取引履歴の開示は行ってはいけないということと理解したらよいか。</p>	<p>何らかの方法により、顧客等の本人確認と委任関係の確認を行う必要がありますが、必ずしも本人確認法に規定する方法や、委任状により確認しなければならないわけではありません。顧客等の本人確認については、業者と取引関係にある場合には、当該業者が保管する取引書類に記載された情報等を用いて、顧客等にとってより負担の少ない方法により本人確認をすることが適切であると考えます。また、委任関係については、顧客等の本人確認情報が十分である場合には、委任関係を推認し得る場合があると考えます。</p>
<p>取引履歴の開示以外の弁護士等の介入事件の場合は、個人情報保護法に基づき本人確認資料を徴求してもよいか。</p>	<p>今回のガイドライン改正は、信義則に基づく取引履歴開示についてのものであり、これ以外の場合については、個別の事案に応じて、適用される法令等に従うべきものと考えます。</p>